

令和3年4月16日

保護者の皆様

豊田市立幸海小学校  
校長 安形 秀実

### 学習用タブレットの破損等の対応について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。新年度が始まりました。令和2年度から学校では適切な指導のもとで子どもたちが学習用タブレットを大切に使っていますが、学校での使用や持ち帰りによるご家庭での使用において破損や故障のリスクが想定されます。

つきましては、破損や故障時の状況や場合によっては、下記のとおり、保護者負担をお願いすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

記

#### 1 修理費用等の考え方

- ・「運用ガイドブック」に沿った学校教育活動を行っていた中の破損・故障・紛失・盗難は、原則、保護者負担としない。  
※校外での授業を含む  
※学校の指示による、家庭への持ち帰りでの学習等の利用を含む

#### 2 保護者負担となりうる事例

- ・「運用ガイドブック」に示した使い方を守らないことによる破損・故障・紛失・盗難  
　　<例>・持ったまま走ったり、歩きながら使ったりして落下したことによる破損  
　　　・地面に置いていたことで、踏んだり踏まれたりしたことによる破損  
　　　・高温の車内に置き忘れていたことによる破損、故障  
　　　・故意の改造や設定変更による破損、故障  
　　・適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損、例えば故意の破損等

#### 3 その他

- ・学習用タブレットの修理費は高額となることが予想されるため、破損した場合、破損の経緯や原因により、修理費用、買い替え費用を保護者が負担をするのかどうかを相談させていただくことがあります。
- ・愛知県小中学校P.T.A連絡協議会からの「小中学校総合補償制度」は、タブレットに限らない広い補償となっています。ただし、故意による破損や故障等、全ての場合に補償されるとは限りません。任意保険ですので、保護者の皆様のご判断で加入の有無をご検討ください。
- ・現在、任意保険に加入している場合、市から貸与された学習用タブレットが補償の対象になるか、また補償の範囲について必ず確認してください。

○問い合わせ先 担当：教頭 赤杉 (TEL 0565-58-0127)